

令和3年度大竹市通学路対策一覧表（小方小・中学校区）

	路線名（場所）	通学路の状況・危険の内容	対策実施者・対策案	対策予定・状況
20	市道玖波青木線 （小方橋北詰交差点・セブンイレブン前）	・歩車分離式の横断歩道であるが、海側から通学する児童は、2方向に横断歩道を渡る必要があり、一度に渡りきれないことがある。 ・セブンイレブンへの自動車の出入りが多く危険である。	警察：スクランブル交差点にすることは困難。交通量と歩行者の通行量により、歩車分離式にしており、過去に歩行者用信号が長く朝・夕渋滞が発生したため信号の秒数を変更した経緯がある。2段階にはなるが、信号に従って通行してもらいたい。 学校：歩車分離式信号は、歩行者保護が目的であり、効果を上げていることから現状になっていることを、保護者に伝える。	学校：対策案のとおり実施する。
21	市道飛石黒川線 （JR線路下小方地下道出入口付近）	・地下道を出た辺りで、国道を迂回してきた自動車及び自転車が勢いよく通ることがある。	道路管理者：地下道内空の見通し、市道外側線の変更について検討する。 学校：歩行者（児童生徒）に気をつけるよう啓発する。	道路管理者：対策案のとおり実施する。 （令和4年度以降予定・外側線の引き直し、出入り口の亚克力板を透明なものに変更） → 令和4年度実施済 学校：対策案のとおり実施する。
22	国道2号 （旧小方中学校横の道）	・自転車が、国道の歩道を通行することがあり、道から出てくる児童に気づかずぶつかりそうになることがある。	道路管理者：自転車の運転者への注意喚起の路面標示を設置する。 学校：細い路地からの「止まれ」マークの箇所で一旦止まり、左右確認するよう児童に指導する。	道路管理者：対策案のとおり実施する。 → 令和4年度実施済 学校：対策案のとおり実施する。
23	市道立戸御園1号線 （あじさいロードのカーブ付近）	・カーブミラーはあるが、道幅が狭いうえに、自動車がスピードを出しやすい。	道路管理者：スクールゾーン等の注意喚起の路面標示を検討するが、設置箇所等協議の必要がある。 学校：あじさい側（山側）を通る児童がいるようなので指導する。	道路管理者：対策案のとおり実施する。 （令和4年度以降予定・減速カーブに「>」の路面標示） → 令和4年度実施済 学校：対策案のとおり実施する。
24	市道小方御園1号線 （市道玖波青木線に接続する辺り）	・歩行者の「止まれ」の標示はあるが、自動車の「一旦停止」の標示はないので、設置してほしい。	警察：横断歩道の設置を上申する。	警察：対策案のとおり実施する。 （横断歩道設置の上申） → 令和4年度実施済
25	市道玖波青木線 （立戸郵便局前交差点付近から創価学会大竹会館付近）	・歩道が狭く車道と近い。特に、お好み焼き屋の「礼ちゃん」辺りから大竹方面の歩道が狭い。 ・ガードレールやポールは設置されているが、通勤時間帯は接触しそうで危険である。 ・雨の日は自動車が通ると水がかかってくることもある。	道路管理者：スピード抑制のための、車線内へのドット標示を検討する。	道路管理者：対策案のとおり実施する。 → 令和3年度実施済

令和3年度大竹市通学路対策一覧表（小方小・中学校区）

	路線名（場所）	通学路の状況・危険の内容	対策実施者・対策案	対策予定・状況
26	県道乙瀬小方線	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道に信号機がなく、下り坂で自動車のスピードが出ている。 ・人通りが少なく、子どもが怖がる。 ・歩道幅も狭く危険を感じる。 	<p>道路管理者：信号機の設置が困難なことから、道路標示により、通過車両へ注意喚起する。</p> <p>警察：押しボタン式信号の設置は困難。該当箇所の横断歩道が薄くなりかけているため、修繕の上申を行い、塗り直す。</p>	<p>道路管理者：対策案のとおり実施する。 → 令和3年度実施済</p> <p>警察：対策案のとおり実施する。 → 令和3年度実施済</p>
27	市道玖波青木線 （黒川二丁目交差点・コインランドリー前）	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤時間帯は、青木線から国道2号線方面への右左折が多く、ボランティアの方の誘導なしには通学路として成り立たない。 	<p>学校：児童に対して、危険箇所であることの周知及び指導をする。</p>	<p>学校：対策案のとおり実施する。</p>
28	市道黒川湯舟線 （下河内第一踏切から仁田ショップ辺りまで）	<ul style="list-style-type: none"> ・仁田ショップ前の信号のない横断歩道が危険である。 ・踏切が狭く歩道がない。 	<p>道路管理者：スクールゾーン等の注意喚起の路面標示を検討するが、設置個所等協議の必要がある。</p>	<p>道路管理者：対策案のとおり実施する。 （令和4年度以降予定・外側線の設置） → 令和4年度実施済</p>
29	市道小方ヶ丘1～9号線 （小方ヶ丘団地内）	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路は歩道がなく、通勤時間と重なるため危険である。 	<p>学校：運転者、歩行者（児童生徒）相互に気をつけるよう啓発する。</p>	<p>学校：対策案のとおり実施する。</p>
30	市道小方19号線 （小方ヶ丘団地上がる階段ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・階段辺りやガードした付近に背の高い植物が育ち、害虫もいて危険。 ・落ち葉が滑りやすく危険である。（清掃をお願いしたい。） 	<p>学校・教育委員会：各部分の管理者に清掃を依頼する。</p>	<p>学校・教育委員会：対策案のとおり実施する。</p>
31	小方港敷地内 （バス乗り場まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・船を降りてからバス乗り場までの間の駐車場では、たくさんの自動車の出入りがあり危険である。 	<p>学校：児童への安全確認を繰り返し啓発する。</p> <p>教育委員会：フェリーとスクールバスの接続時間等に無理がないか確認する。</p>	<p>学校・教育委員会：対策案のとおり実施する。</p>